

調達要求番号： 1-26-2027-013G-HW-2601

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
		GRD-Y000628
小火器（試験用）	作 成	平成26年 9月11日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部 開発官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する小火器（試験用）（以下、“小火器”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS C 0002	地上用電子機器通則
NDS C 0110	電子機器の運用条件に対する試験方法
JIS B 7261	望遠鏡試験方法－試験環境

b) 仕様書

CP-Y-0038	89式5.56mm小銃
GAM-Y701110	89式5.56mm普通弾（C）
CP-Y-0034	89式5.56mmえい光弾
GAM-Y701112	5.56mm J1空包
GW-Y700403	5.56mm高圧試験弾
GW-Y700503	7.62mm M80普通弾、減装薬、紙箱入
GW-Y700803	7.62mm M62えい光弾、減装薬、紙箱入
DSP Y 7001	空包、7.62mm
GW-Y700903	7.62mm高圧試験弾
CP-Y-0116	06式小銃てき弾
GS-C644811	照準具 JVS-V1
GW-Y130001G	89式小銃用照準補助具
GW-Y120012	特殊小銃（B）
GW-Y230002B	特殊小銃（B）用付属品
GRD-Y000629	5.56mm高威力弾（試験用）
GRD-Y000630	7.62mm高威力弾（試験用）
GRD-Z000632	小銃用射撃試験架台
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書

c) 法令等

武器等製造法（昭和28年法律第145号）

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

銃砲刀剣類等取締法（昭和33年法律第6号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）[防防調第4608号（19.4.27）]

d) その他

MIL-STD-1913 DIMENSIONING OF ACCESSORY  
MOUNTING RAIL FOR SMALL ARMS  
WEAPONS

1.4 別冊

別冊 秘密事項の指定等（注意）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

小火器は、武器等製造法及び火薬類取締法その他関連諸法令等に適合しなければならない。

2.2 構成

構成は、表1による。

表1—構成

番号	品名	数量	注記
—	小火器（試験用）	1式	—
1	小火器（試験用），5.56mm	8丁	2.5及び2.6による。
2	小火器（試験用），7.62mm	8丁	2.5及び2.6による。
3	照準眼鏡，5.56mm用（I型）～（III型）	各2	2.5及び2.6による。
4	照準眼鏡，7.62mm用（I型）～（III型）	各2	2.5及び2.6による。
5	附属品	1式	表10による。
6	工具	1式	表11による。

2.3 材料・部品

材料及び部品は、日本工業規格、防衛省規格及び防衛省仕様書などの規格品の使用に努め、これらの規格と同等以上のものを使用するものとする。

なお、細部については、承認図面による。

2.4 製造方法・加工方法

製造方法及び加工方法は、既に確立された方法により行うものとする。

なお、新たな製造方法及び加工方法を採用する場合は、契約担当官（以下、担当官という。）の承認を得るものとする。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造

構造は、表2による。

なお、細部については、承認図面による。

表 2-構造

名称	構造
小火器 (試験用)	<p>a) 5.56mm及び7.62mm共に、銃本体、二脚、負いひも、前方握把、弾倉6個及び銃剣からなる。</p> <p>b) 5.56mmと7.62mmの銃本体は、努めて部品の共通化を図れる構造とする。</p> <p>c) 各構成品は、落下等の衝撃に耐えられる構造とし、かつ点検及び整備が容易な構造とする。</p>
銃本体	<p>a) 銃身尾筒部、機関部、引金室部、撃発機構部及び銃床部からなり、特別な工具を使用せず各部に分解及び結合できる構造とする。</p> <p>b) 小火器 (試験用)、5.56mmの口径は5.56mm、小火器 (試験用)、7.62mmの口径は7.62mmとする。</p> <p>c) 附属品等を装着していない状態で、射撃動作及び携行に適した重量バランスとなる構造とする。</p> <p>d) 砂塵の侵入を努めて防止できる構造とする。</p> <p>e) 銃身内部に水が浸入した場合でも、軽易な排水操作により、大部分の水を排出できる構造とする。</p> <p>f) 努めて、発射音量を低減できる構造とする。</p> <p>g) 努めて、仕様変更及び改修に対応できる構造及び強度を有するものとする。</p>
銃身尾筒部	<p>a) 銃身、ガス筒部、ピストン部、規整子、槓桿及び尾筒部からなる。</p> <p>b) 銃身は、付属品等の装着による外力が極力加わらない構造とする。</p> <p>c) 尾筒部の上面、下面及び両側面にMIL-STD-1913に準拠したレールを有する構造とする。</p> <p>d) 槓桿は銃の左右から操作できる構造とする。</p>
機関部	スライド、遊底部及び復座ばね軸部からなる。
引金室部	<p>a) 引金室、握把、切換レバー、弾倉止め及びスライド止めからなる。</p> <p>b) 切換レバーは銃の左右から操作できる構造とする。</p> <p>c) 弾倉止めはボタン式とし、握把を握った手の第二指が届く範囲に位置する構造とする。</p>
撃発機構部	<p>a) 引金、逆こう、撃鉄などの部品とこれらを収納する引金枠からなる。</p> <p>b) 引金室部の切換レバーを操作することで、“安全”、“単発射撃”、及び“連発射撃”の状態に切換えることができる構造とする。</p> <p>c) 努めて、機械的に3発制限点射を行える機構を有する構造とする。</p>
銃床部	<p>a) 銃床及び床尾板からなり、伸縮又は折り曲げのどちらかの方法により銃床の調節ができる構造とする。</p> <p>b) 頬当ての高さを調節できる構造とする。</p>
二脚	<p>a) 工具を使用することなく、銃身尾筒部下面のレールの任意の位置に、射撃の衝撃に耐えうる強度で固定できる構造とする。</p> <p>b) 脚は伸縮及び折り畳みが可能な構造とする。</p>
負いひも	<p>a) 工具を使用することなく、銃身尾筒部及び銃床部に取り付けることが可能な構造とする。</p>

表 2-構造 (続き)

名称		構造
小火器 (試験用)	負いひも	b) 手袋を装着したまま、脱着及び長さ調節が無段階で可能で、動作中でも緩むことなく固定できる構造とする。
	前方握把	工具を使用することなく、銃身尾筒部下面のレールの任意の位置に、射撃の衝撃に耐えうる強度で固定できる構造とする。
	弾倉	a) 5.56mmは30発、7.62mmは20発の装弾数とし、手袋をした状態で、銃に確実に固定できる構造とする。 b) 銃に装着した状態で、残弾数を目視により確認できる構造とする。
	銃剣	銃の先端部に取り付けることが可能な構造とし、堅牢なものとする。
照準眼鏡		a) 工具を使用することなく、銃身尾筒部上面のレールの任意の位置に、射撃の衝撃に耐えうる強度で固定できる構造とする。 b) 手袋をしたまま、任意の倍率に変更できる構造とする。 c) 中心点及び補助照準点を有するものとする。 d) 努めて、89式5.56mm小銃に取り付けることができる構造とする。

2.5.2 形状

形状は、図 1～図 3 を標準とする。

なお、細部については、承認図面による。

2.5.3 寸法・質量

寸法および質量は、図 4～図 7 を標準とする。

なお、細部については、承認図面による。

2.6 外観・機能・性能

2.6.1 外観

外観は、有害なきず、ひび、割れ、まくれ、さび、その他の使用上有害な欠陥などがなく、塗装及び表面処理はむらなく仕上げられていなければならない。

2.6.2 機能

機能は、表 3 による。ただし、製品の製造に先立ち、表 3 の銃身尾筒部については、官側の支援を得て 5.1 確認試験を実施し、その結果をもって 3 種類を検討して、開発調整会議で承認を得るものとする。また、表 3 の 3 種類の銃床部及び 2 種類の弾倉の検討結果についても、開発調整会議で承認を得るものとする。

表 3-機能

名称	機能
全般	a) 小火器 (試験用)、5.56mmは、GAM-Y701110、CP-Y-0034、GAM-Y701112及びGRD-Y000629を射撃できるものとする。 b) 小火器 (試験用)、7.62mmは、GW-Y700503、GW-Y700803、DSP Y 7001及びGRD-Y000630を射撃できるものとする。 c) 各構成部品は、落下等の衝撃で破損せず、それぞれの機能を発揮することができるものとする。

表 3-機能 (続き)

名称	機能						
銃本体	<p>a) 二脚、負いひも、前方握把、弾倉、銃剣、照準眼鏡、照星・照門、89式小銃用照準補助具用アタッチメント、照準具JVS-V1用アタッチメント、戦闘ライト、空包発射補助具、葉きょう受け及び06式小銃てき弾を装脱着できるものとする。</p> <p>b) 銃本体が水没しても、分解することなく、手動による軽易な排水操作により射撃が実施できるものとする。</p> <p>c) 砂塵の侵入を努めて防止し、多少の砂塵が侵入しても、支障なく射撃できるものとする。</p> <p>d) 銃身尾筒部、撃発機構部及び銃床部は、工具を用いることなく交換できるものとする。</p> <p>e) 努めて、発射音量を低減できるものとする。</p> <p>f) 工具を使用せずに分解及び結合ができるものとする。</p>						
銃身尾筒部	<p>a) 規整子の操作により、ガス筒に流入するガス量を調整できるものとする。</p> <p>b) 銃の左右から槓桿の操作ができるものとする。</p> <p>c) 尾筒部のレール上の任意の位置に、対応した附属品等を装着できるものとする。</p> <p>d) 銃身長、銃身肉厚又は材質の異なる3種類の銃身尾筒部から選択可能なものとする。 なお、それぞれの銃身尾筒部の名称は、銃身尾筒部（Ⅰ型）～銃身尾筒部（Ⅲ型）とする。</p>						
引金室部	<p>a) 切換レバーの操作により、“安全”、“単発射撃”及び“連発射撃”を切換えることができるものとする。</p> <p>b) 握把を握ったまま、切換レバー及び弾倉止めを操作できるものとする。</p> <p>c) 銃の左右から切換レバー、弾倉止め及びスライド止めが操作できるものとする。</p> <p>d) 努めて、3発制限点射ができるものとする。</p>						
撃発機構部	<p>引金けん引力の異なる2種類の撃発機構部から選択可能なものとする。 なお、名称は、撃発機構部（Ⅰ型）及び撃発機構部（Ⅱ型）とする。</p>						
銃床部	<p>a) 銃床の伸縮又は折り曲げ、及び頬当ての高低により、使用場面や体格にあわせて銃床を調節できるものとする。</p> <p>b) 形式の異なる3種類の銃床部から選択可能なものとする。 なお、それぞれの名称は、銃床部（Ⅰ型）～銃床部（Ⅲ型）とする。</p> <table border="1" data-bbox="300 1696 1418 1952"> <tr> <td data-bbox="300 1696 438 1775">銃床部 （Ⅰ型）</td> <td data-bbox="438 1696 1418 1775">伸縮し、銃全長を変更可能なものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1775 438 1866">銃床部 （Ⅱ型）</td> <td data-bbox="438 1775 1418 1866">左側に折り曲げることが可能なものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1866 438 1952">銃床部 （Ⅲ型）</td> <td data-bbox="438 1866 1418 1952"> <p>a) 伸縮し、銃全長を変更可能なものとする。</p> <p>b) 右側に折り曲げることが可能なものとする。</p> </td> </tr> </table>	銃床部 （Ⅰ型）	伸縮し、銃全長を変更可能なものとする。	銃床部 （Ⅱ型）	左側に折り曲げることが可能なものとする。	銃床部 （Ⅲ型）	<p>a) 伸縮し、銃全長を変更可能なものとする。</p> <p>b) 右側に折り曲げることが可能なものとする。</p>
銃床部 （Ⅰ型）	伸縮し、銃全長を変更可能なものとする。						
銃床部 （Ⅱ型）	左側に折り曲げることが可能なものとする。						
銃床部 （Ⅲ型）	<p>a) 伸縮し、銃全長を変更可能なものとする。</p> <p>b) 右側に折り曲げることが可能なものとする。</p>						

表 3-機能 (続き)

弾倉	a) 外部から残弾数を確認可能なものとする。 b) 材質の異なる 2 種類の弾倉から選択可能なものとする。 なお、それぞれの名称は、弾倉 (I 型) 及び弾倉 (II 型) とする。
照準眼鏡	a) 照準中に、手で任意の倍率に無段階で変更できるものとする。 b) 中心点及び補助照準点は、ライトアップにより夜間においても肉眼で視認できるものとする。

### 2.6.3 性能

性能は、表 4 による。

表 4-性能

項目		性能
火力性能	射距離	500 m 以上
	精度	500 m における射弾散布の標準偏差が方向及び高低ともに <input type="text" value="ア"/> <sup>a)</sup> cm 以下であるものとする。
火力性能	発射速度	a) 小火器 (試験用), 5. 5 6 mm は, 650~850 発/分とする。 b) 小火器 (試験用), 7. 6 2 mm は, 400~600 発/分とする。
	引金けん引力	a) 撃発機構部 (I 型) は, 36 N~42 N とする。 b) 撃発機構部 (II 型) は, 27 N~33 N とする。
	耐環境性	-30 °C~+40 °C の大気温度において所望の機能を発揮できるものとする。
照準性能	倍率	最低倍率 1 倍かつ最大倍率 8 倍以上で、倍率が可変なものとする。
	照準可能距離	500 m において、人員の識別が可能なものとする。
	耐環境性	a) 耐熱・耐寒性は, -20 °C~+50 °C (動作時), -40 °C~+60 °C (非動作時) とする。 b) 耐水性は, 水密 4 m とする。
注 <sup>a)</sup>	<input type="text" value="ア"/> は、別冊による。	

### 2.7 塗装

塗装及び表面処理は、耐腐食性を有するものとするほか、製造者の社内規定による。

なお、細部については、承認図面による。

### 2.8 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001 の 2.3 による。

なお、細部については、承認図面による。

### 2.9 開発調整会議

開発調整会議は、附属書 A による。

### 2.10 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008 によるものとし、要求事項は、表 1 の b による。

### 3 品質保証

#### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

#### 3.2 試験方法

契約の相手方は、表 5 に定める試験方法によるほか、表 3 及び表 4 を確認できる試験方法について、契約の相手方が決定し、官側の承認を得るものとする。

表 5—試験方法

番号	項目	試験方法	使用弾薬	弾数及び回数 <sup>a)</sup>	判定基準
1	抗たん試験	規整子を閉とした状態で高圧試験弾の射撃を実施	GW-Y70 0403 及び GW-Y70 0903	1 発×3 種類 ×2 口径	構造、機能、安全性等に異常が発生しないこと。
2	機能試験	射撃架台を用いて、単発射撃及び連発射撃を実施	GAM-Y7 01110 及び GW-Y7 00503	a) 単発射撃 5 発×3 種類 ×2 口径 b) 連発射撃 20 発×3 種類 ×2 口径	構造、機能、安全性等に異常が発生しないこと。
3	命中精度試験	射距離 100 m で射撃架台を用いた単発射撃を実施	GAM-Y7 01110 及び GW-Y7 00503	11 発×3 種類 ×2 口径	射弾散布の標準偏差が方向及び高低ともに <input type="text" value="イ"/> <sup>b)</sup> cm 以下
4	発射速度試験	連発射撃にかかった時間を計測し、発射速度を算出	GAM-Y7 01110 及び GW-Y7 00503	20 発×3 種類 ×2 口径 <sup>c)</sup>	表 4 の発射速度による。
5	排水性試験	銃本体を水槽に水没させた後、水中において装填し、水槽から銃本体を引き揚げ、排水操作を実施した後、単発射撃を 2 回実施	GAM-Y7 01110 及び GW-Y7 00503	2 発×11 回×3 種類 ×2 口径	構造、機能、安全性等に異常が発生しないこと。

注<sup>a)</sup> 5. 56 mm 及び 7. 62 mm の 2 口径について、銃身尾筒部 (I 型) ~ 銃身尾筒部 (III 型) に交換し、それぞれに対して実施する。

b)  は、別冊による。

c) 機能試験の連発射撃と兼ねることができる。

#### 4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z000001 の箇条 4 による。

## 5 その他の指示

### 5.1 確認試験

契約の相手方は、契約後、契約相手方の保有する施設等において表6に示す確認試験を実施し、試験後速やかに試験結果に関する報告書を提出し、官の承認を得るものとする。

なお、確認試験で使用する器材は、表7に示すものとし、確認試験終了後に契約相手方において廃棄するものとする。

表6-確認試験

番号	項目	試験方法	使用弾薬	弾数及び回数	報告内容
1	命中精度試験	射距離は、100 m, 300 m 及び 500 m とし、射撃架台を用いた単発射撃とする。	GAM-Y7 01110 及び GW-Y7 00503	22 発 ×3 射距離 ×7 種類×2 口径 <sup>a)</sup>	各射距離における射弾散布及び環境条件
2	排水性試験	表5の排水性試験と同じ。	表5の排水性試験と同じ。	2 発×11 回 ×7 種類×2 口径 <sup>a)</sup>	射撃後の銃の異状の有無
注 <sup>a)</sup> 5.56 mm 及び 7.62 mm の 2 口径について、銃身尾筒部（確認試験用）（I 型）～（VII 型）に交換し、それぞれに対して実施する。					

表7-確認試験用器材

品名		仕様	数量
銃身尾筒部（確認試験用）（I 型）～（VII 型）	5.56 mm 用	a) 構造は表2によるほか、下面及び両側面にレールを有していないものとする。	各1
	7.62 mm 用	b) （I 型）～（VII 型）まで、銃身長、銃身肉厚又は材質の異なる7種類の銃身を有するものとする。	各1
銃本体（確認試験用）	5.56 mm	構造は表2によるほか、銃身尾筒部を有していないものとする。	1
	7.62 mm		1

### 5.2 官給品

官給品は、表8によるものとし、細部については、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

表8-官給品

番号	品名	数量	官給場所	官給時期
1	89式5.56 mm 普通弾 (C)	必要数	陸上自衛隊東部方面隊 関東補給処吉井弾薬支処	契約相手方からの申請後、速やかに
2	5.56 mm 高压試験弾			
3	7.62 mm M80 普通弾、減装薬、紙箱入			
4	7.62 mm 高压試験弾			

### 5.3 無償貸付品

無償貸付品は、表9によるものとし、細部については、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

なお、契約相手方は、無償貸付品のうち武器（銃砲刀剣類所持等取締法第2条に規定する銃砲及び刀剣類をいう。）を取り扱う際、関係法令に定める必要な措置を行うほか、GLT-CG-Z000001の付属書Aに基づき、適切に管理するものとし、貸付時期及び返納時期は、官との調整によるものとする。

表9-無償貸付品

番号	品名	数量	貸付元及び返納先	注記
1	グレネードランチャ	1式	陸上自衛隊研究本部 開発実験団 装備実験隊	GW-Y120012の表2による。
2	グレネードランチャ用 サイトシステム	1式		GW-Y230002Bの表1による。
3	小銃用射撃試験架台	1式		GRD-Z000632による。
4	89式小銃用照準補助具	1式		GW-Y130001Gによる。
5	照準具JVS-V1	1式	陸上自衛隊富士学校	GS-C644811による。

### 5.4 附属品

附属品は、表10による。

なお、細部については、承認図面による。

表10-附属品

番号	品名	数量	注記
1	照星・照門（小火器（試験用），5.56mm用）	3	照門は射距離調整機能を有するものとする。
2	照星・照門（小火器（試験用），7.62mm用）	3	
3	照準具JVS-V1用アタッチメント	3	GS-C644811用
4	空包発射補助具（小火器（試験用），5.56mm用）	3	—
5	空包発射補助具（小火器（試験用），7.62mm用）	3	—
6	薬きょう受け（小火器（試験用），5.56mm用）	8	—
7	薬きょう受け（小火器（試験用），7.62mm用）	8	—
8	戦闘ライト	3	—
9	89式小銃用照準補助具用アタッチメント	3	GW-Y130001G用
10	空挺用銃携行袋（小火器（試験用），5.56mm用）	3	—
11	空挺用銃携行袋（小火器（試験用），7.62mm用）	3	—

### 5.5 工具

工具は、表11による。

なお、細部については、承認図面による。

表 11－工具

番号	品名	数量	注記
1	手入れ具（小火器（試験用），5. 5 6 mm用）	8 式	－
2	手入れ具（小火器（試験用），7. 6 2 mm用）	8 式	－
3	整備工具（小火器（試験用），5. 5 6 mm用）	1 式	共通化が図れる場合、 合わせて1式でよい。
4	整備工具（小火器（試験用），7. 6 2 mm用）	1 式	

5.6 承認用図面

契約の相手方は、2.3、2.5、2.7、2.8、5.4及び5.5に基づき、契約後、承認用図面を作成し、担当官の承認を受けるものとする。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の箇条6による。

5.7 納入書類等

5.7.1 添付書類

契約の相手方は、小火器1丁につき表12の書類を添付するものとする。

表 12－添付書類

番号	品名	数量	注記
1	取扱説明書	1 部	GLT-CG-Z000001の7.1a)による。
2	納入装備品等のかしに関する契約条項	1 部	GLT-CG-Z000001の7.4による。
3	検査成績書	1 部	3.2の製品試験結果を記載したもの。

5.7.2 提出書類

契約の相手方は表13の書類を提出するものとする。

表 13－提出書類

番号	品名	数量	提出先	注記
1	確認試験結果に関する報告書	1 部	陸上幕僚監部 開発官	－

5.8 官側の支援

契約の相手方は、試験及び検査などの諸作業のうち契約の相手方で行うことのできないものについては、官側の支援を受けることができるものとする。

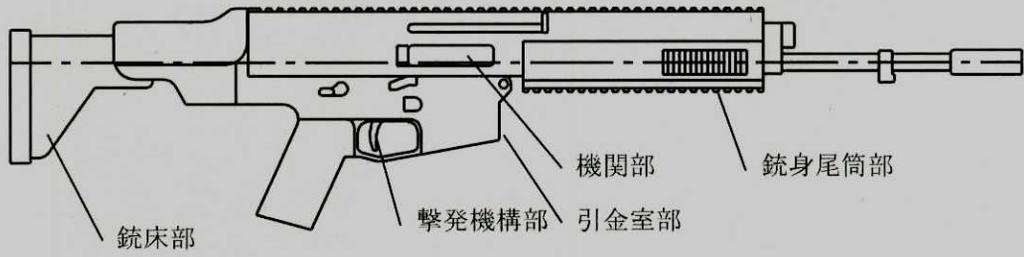
5.9 秘密等の保全

取扱上の注意を要する文書等の取扱いについては、契約条項の定めるところにより適切に取扱うものとする。

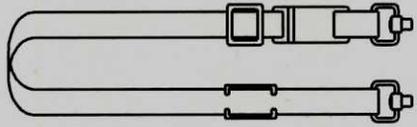
5.10 その他

その他は、次による。

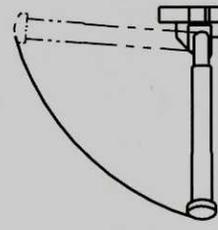
- a) 工業所有権に関する注意については、GLT-CG-Z000001の8.1による。
- b) 官側の資料使用に関する注意については、GLT-CG-Z000001の8.2による。
- c) 契約の相手方は、監督・検査に必要な資料を官側の要求により閲覧に供するものとする。
- d) 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合には、担当官の指示を受けるものとする。



銃本体



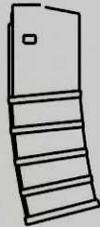
負いひも



二脚



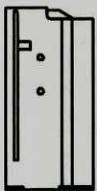
弾倉 (I型), 5.56mm



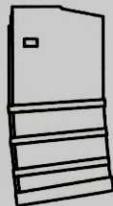
弾倉 (II型), 5.56mm



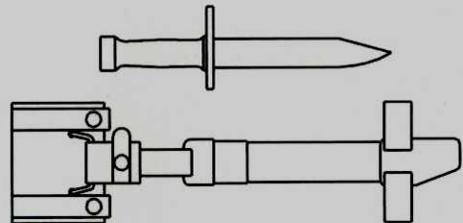
前方握把



弾倉 (I型), 7.62mm

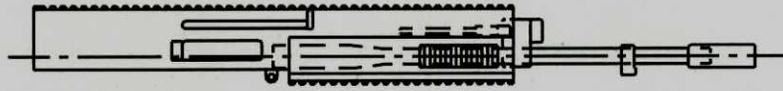


弾倉 (II型), 7.62mm

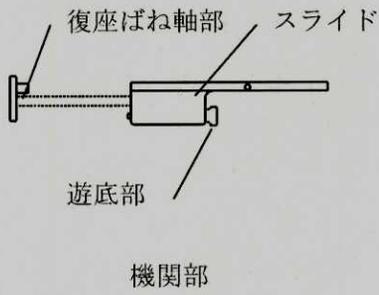


銃剣

図1-小火器 (試験用) の形状



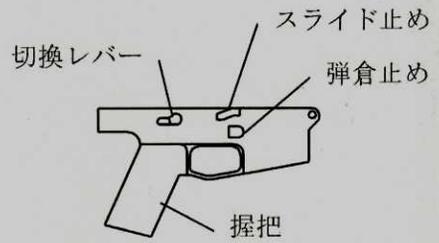
銃身尾筒部 (I型) ~ (III型)



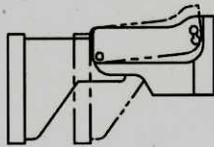
機関部



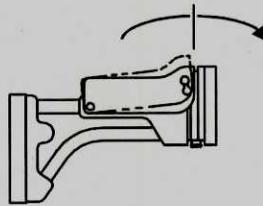
撃発機構部  
(I型) ~ (II型)



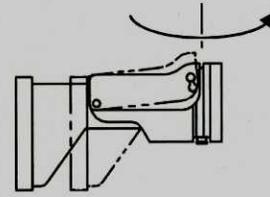
引金室部



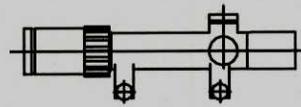
銃床部 (I型)



銃床部 (II型)



銃床部 (III型)



照準眼鏡 (I型) ~ (III型)

図2-小火器 (試験用), 銃本体及び照準眼鏡の形状

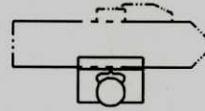


照星

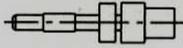


照門

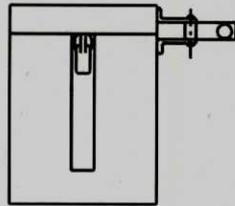
照星・照門



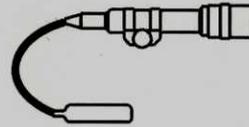
照準具 JVS-V1 用アタッチメント



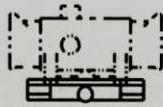
空包発射補助具



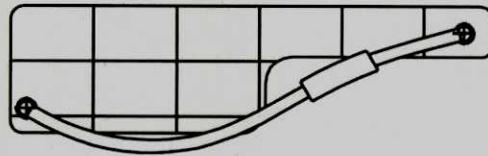
薬きょう受け



戦闘ライト



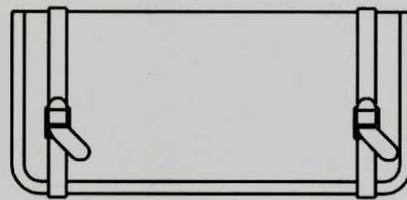
89式小銃用照準補助具用アタッチメント



空挺用銃携行袋



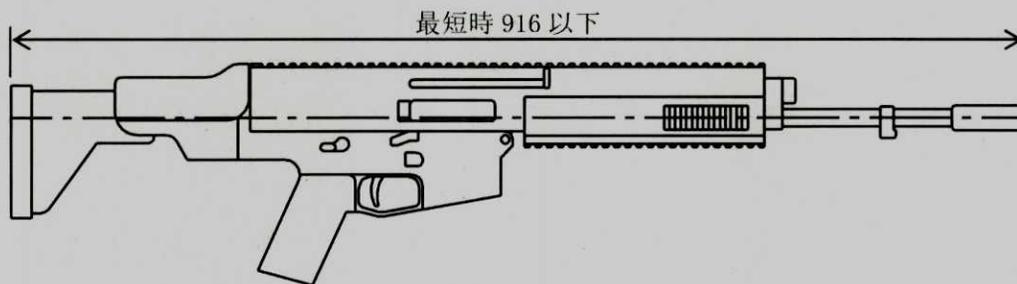
手入れ具



整備工具

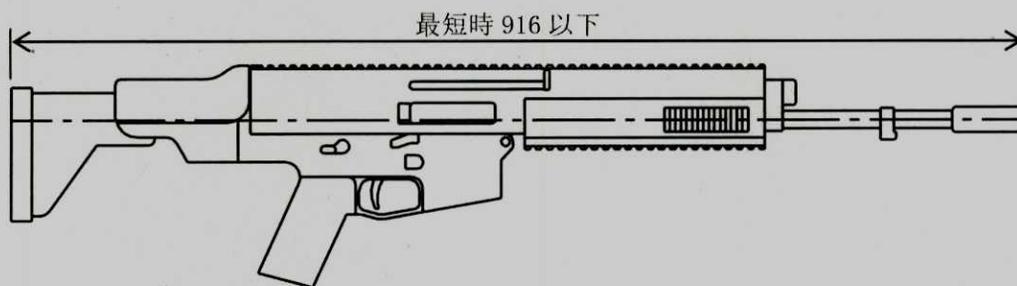
図3-附属品及び工具の形状

単位 mm



銃本体, 5.56mm

質量 3.5kg 以下 (最短の銃身尾筒部選択時)

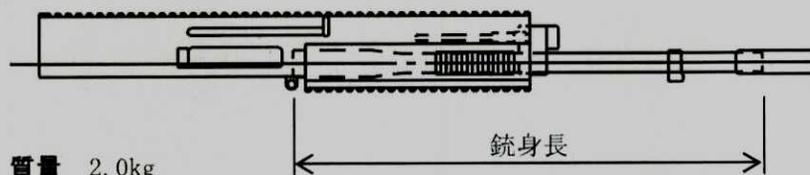


銃本体, 7.62mm

質量 4.3kg 以下 (最短の銃身尾筒部選択時)

図 4—小火器 (試験用), 銃本体の寸法および重量

単位 mm



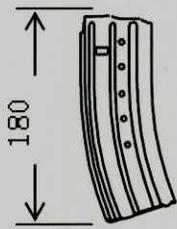
質量 2.0kg

銃身長

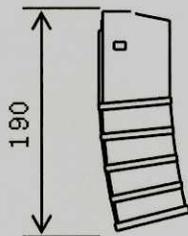
銃身長及び銃身肉厚は, 確認試験の結果をもつて決定するものとする。

図 5—銃身尾筒部, 銃本体の寸法および重量

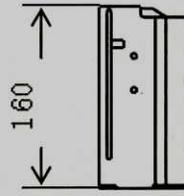
単位 mm



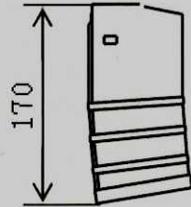
弾倉 (I型), 5.56mm  
質量 0.19kg 以下



弾倉 (II型), 5.56mm  
質量 0.19kg 以下



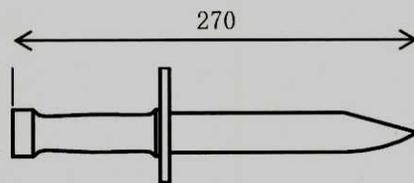
弾倉 (I型), 7.62mm  
質量 0.24kg 以下



弾倉 (II型), 7.62mm  
質量 0.24kg 以下

図 6-弾倉の寸法および重量

単位 mm



質量 0.7 kg 以下

図 7-銃剣の寸法および重量

## 附属書 A (規定) 開発調整会議

### A.1 適用範囲

本附属書は、本参考器材の製造契約において、官側が実施する会議について規定する。

### A.2 目的

開発調整会議（以下、“会議”という。）の目的は、契約の相手方が本仕様書の定めるところによって実施する本参考器材の製造に必要な細部事項を調整するものである。

### A.3 会議の構成及び所掌事項

#### A.3.1 会議の構成

会議の構成は、議長、議長補佐及び調整委員並びに契約の相手方をもって次のとおり構成する。

- a) 議長は、陸上幕僚監部開発官付開発調整官とする。
- b) 議長補佐は、陸上幕僚監部開発官付開発第1班長とする。
- c) 調整委員は、次のとおりとする。

##### 1) 官側

- 1.1) 陸上幕僚監部開発官開発第1班担当者
- 1.2) その他、議長が指名した者

##### 2) 契約の相手方

官側との調整によって契約の相手方が定めるところによる。

- d) 官の組織改編等に伴い部署名が変更された場合は、官の指示によるものとする。

#### A.3.2 所掌事項

所掌事項は、次による。

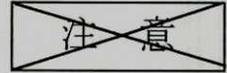
- a) 議長は、会議を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議の実施を担当する。
- c) 調整委員は、会議に参加し、所掌事項の調整を実施する。
- d) 契約の相手方は、会議の参加及び必要な事項の検討並びに調整を実施する。

### A.4 調整内容等

会議の調整内容及び実施事項は、表 A.1 を基準とし、表 A.1 以外で官側が必要と認める場合は、契約の相手方に通知をし、会議を実施する。

**表 A.1—調整内容及び実施内容**

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	本参考器材の銃身尾筒部の設計に関する事項	官側との調整による。	官側との調整による。
2	本参考器材の銃床部の設計に関する事項		
3	本参考器材の弾倉に関する事項		
4	その他、必要な事項		
<b>注記 1</b> 会議の実施回数は、1回を基準とする。			
<b>注記 2</b> 会議議事録は、契約の相手方が作成し、会議終了後、議長の承認を受けた後、担当官に一部提出するものとする。			



陸上自衛隊仕様書 GRD-Y000628

小火器（試験用） 別冊

秘密事項の指定等（注意）

1 次に示す性能諸元は、秘密の区分等を“注意”に指定する。

a) 仕様書の記号と性能諸元（下線部注意）

ア ■

イ ■

（注意に該当する理由）㊦、装備・開発第2項第1号

平成32年3月31日まで保存